

令和8年7月2日
新宿区情報公開・個人情報保護審議会資料
総合政策部区政情報課

令和7年度保有個人情報の管理の状況に係る監査について

個人情報の保護に関する法律第66条第1項では、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」と規定され、個人情報保護委員会が示す「個人情報保護法についての事務対応ガイド」において、保有個人情報の適切な管理を検証するため、監査を行うこととされている。

この度、下記のとおり、保有個人情報の管理の状況に係る監査を実施したため、その概要を報告する。

記

1 監査対象

各係3名が回答した保有個人情報の管理の状況に係る点検チェックシートの結果を踏まえ、契約管財課、榎町特別出張所など10課を監査の対象とした。

※点検チェックシートでは、人的安全管理措置（教育など）、物理的安全管理措置（媒体の管理や廃棄など）、技術的安全管理措置（アクセス制御など）、外的環境の把握（外国での取扱いなど）について点検を実施。

3 指摘事項に対する改善状況

別紙1のとおり

4 全庁向け周知

監査対象課における監査結果や改善内容を踏まえ、適切な個人情報の取扱いの徹底について、別紙2のとおり、全庁あて通知を実施した。

5 今年度の取組について

令和7年度と同様に、保有個人情報の管理の状況に係る点検チェックシートを回答させ、その結果を踏まえ、監査対象を決定する。

保有個人情報の管理の状況に係る監査における指摘事項に対する改善状況				
No.	監査対象課	指摘事項	改善状況	改善内容
1	新宿自治創造自治研究所担当課	無し	—	—
2	契約管財課	<p>(1) 個人情報を取り扱う業務を委託する場合は、「区長が行う個人情報保護事務に関する規則」第10条第1項各号に掲げる事項の明記が必要であり、「個人情報の管理・利用に係る具体的な事務処理手順」において「特記事項」を付すものとしている。しかしながら、監査対象課では、個人情報を取り扱う委託業務において、特記事項を付していなかった。</p> <p>(2) 「区長が行う個人情報保護事務に関する規則」では、「委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする」としている。また、「個人情報の管理・利用に係る具体的な事務処理手順」においても履行前（契約締結時等）及び履行中の計2回、立ち入り調査等を通じて、委託先が適正に業務を実施していることを確認するものとしている。しかしながら、監査対象課では、履行前及び履行中の確認記録票を作成しておらず、委託先への確認を行っていなかった。</p>	改善した	次年度以降、該当となる業務が発生した場合は、「特記事項」を付し、確認記録票の作成と実施状況の確認を徹底する。
3	榎町特別出張所	「区長が行う個人情報保護事務に関する規則」では、派遣労働者に事務を行わせようとするときは、法の趣旨に沿った個人情報保護に係る事項を遵守する旨を明記した、誓約書その他これに類する書類を提出させなければならないとしている。（ただし、派遣労働者が行う事務の内容又は性質により、誓約書等を提出させる必要がないと区長が認めた場合を除く。）しかしながら、監査対象課では、派遣労働者からの誓約書その他これに類する書類の提出がなかった。	改善した	<p>監査指摘を受け、窓口案内業務及び事務補助業務に従事している派遣労働者から、個人情報保護に係る事項を遵守する旨を明記した誓約書を提出させた。今後、個人情報を扱う派遣労働者契約を締結する際は、区長が行う個人情報保護事務に関する規則に則り、速やかに誓約書を提出させる。</p> <p>なお、今回の指摘事項については、部内各課・所で情報共有を行い、あらためて個人情報の保護に関する法律や個人情報保護に関する区の規則を遵守していくとともに、適正な保有個人情報の管理を徹底していく。</p>
4	文化観光課	無し	—	—
5	子育て支援課	個人情報を取り扱う委託業務において、契約書に付す「特記事項」では、委託先は区の指示又は承諾があるときを除き、区が提供を行った個人情報や委託先が取得した個人情報については、返還又は引き渡すこととしている。また、個人情報を委託先が廃棄又は消去した場合には、記録を保存するとともに、区に対して廃棄証明書等を提出するものとしている。しかしながら、監査対象課では、個人情報を取り扱う一部の委託業務において、委託先から廃棄証明書等の提出がなかった。	改善した	個人情報を取り扱う委託業務において、委託先からの廃棄証明書等の提出を徹底するよう課内で周知した。

No.	監査対象課	指摘事項	改善状況	改善内容
6	東新宿保健センター	「区長が行う個人情報保護事務に関する規則」では、派遣労働者に事務を行わせようとするときは、法の趣旨に沿った個人情報保護に係る事項を遵守する旨を明記した、誓約書その他これに類する書類を提出させなければならないとしている。（ただし、派遣労働者が行う事務の内容又は性質により、誓約書を提出させる必要がないと区長が認めた場合を除く。）しかしながら、監査対象課では、派遣労働者からの誓約書その他これに類する書類の提出がなかった。	改善した	令和8年度実施契約からの誓約書添付し、職場内における監査指摘事項の周知を行った。
7	道路課	無し	—	—
8	ごみ減量リサイクル課	(1)「区長が行う個人情報保護事務に関する規則」では、「委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする」としている。また、「個人情報の管理・利用に係る具体的な事務処理手順」においても履行前（契約締結時等）及び履行中の計2回、立ち入り調査等を通じて、委託先が適正に業務を実施していることを確認するものとしている。これらは、再委託先についても同様であり、個人情報保護対策に基づき、適正に業務を実施していることを区または委託先を通じて確認しなければならない。しかしながら、監査対象課では、履行前及び履行中の確認記録票を作成しておらず、委託先及び再委託先への確認を行っていなかった。 (2)指定管理者との協定書等の締結にあたり付すべき「特記事項」では、指定管理者又は指定管理者の委託先は、区の指示又は承諾があるときを除き、区が提供を行った個人情報や指定管理者又は指定管理者の委託先が取得した個人情報については、返還又は引き渡すこととしている。また、個人情報を指定管理者又は指定管理者の委託先が廃棄又は消去した場合には、記録を保存するとともに、区に対して廃棄証明書等を提出するものとしている。しかしながら、監査対象課では、個人情報を取り扱う一部の指定管理業務において、指定管理者又は指定管理者の委託先から廃棄証明書等の提出がなかった。	改善した	(1) 履行中の確認記録票を作成し、委託先及び再委託先への確認を行った。次年度以降は、履行前（契約締結時等）及び履行中の計2回、委託先及び再委託先へ、個人情報保護対策に基づき、適正に業務を実施しているか確認する。 (2) 昨年度、個人情報を取り扱う一部の指定管理業務において、指定管理者及び指定管理者の委託先に廃棄証明書等を提出させていなかった。 今年度以降は、個人情報を指定管理者及び指定管理者の委託先が廃棄等した場合に記録を保存するとともに、区に対して廃棄証明書等を提出するよう指示し、指定管理業務において適切に個人情報を取り扱う。
9	教育支援課	個人情報を取り扱う委託業務において、契約書に付す「特記事項」では、委託先は区の指示又は承諾があるときを除き、区が提供を行った個人情報や委託先が取得した個人情報については、返還又は引き渡すこととしている。また、個人情報を委託先が廃棄又は消去した場合には、記録を保存するとともに、区に対して廃棄証明書等を提出するものとしている。しかしながら、監査対象課では、個人情報を取り扱う一部の委託業務において、委託先から廃棄証明書等の提出がなかった。	改善した	P T A 活動の充実を図るために、地域との連携による家庭教育推進事業を単位 P T A や P T A 連合体に委託し、実施している。その際に「個人情報の管理・利用に係る具体的な事務処理手順」に定める「業務委託における個人情報保護の取扱いに係る留意事項の確認等」は確認記録票に基づき行っていたが、契約書に付された「特記事項」に定める廃棄又は消去したことの証明書等の提出を求めず、口頭報告のみで完了していた。 今回、指摘のあった単位 P T A や P T A 連合体に対し、あらためて契約書に付された「特記事項」の説明を行い、廃棄証明書を提出するよう周知徹底を行った。 また、課内において同様の契約を締結している場合には、委託先に対して上記の周知徹底を行うよう注意喚起し、各事業者に対して周知徹底を行った。
10	議会事務局	無し	—	—

各保護管理者

保有個人情報総括保護管理者
寺田 好孝
(公印省略)

保有個人情報の管理の状況に係る監査の実施結果を踏まえた
保有個人情報の適切な管理の徹底について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、令和7年12月から令和8年1月にかけて、保有個人情報の管理の状況に係る監査を実施しました。

ついては、下記のとおり、当該監査の指摘事項を共有いたします。

各保護管理者におかれましては、指摘事項を確認の上、改めて各規程に定められている安全管理措置の実施状況等について点検するとともに、必要な措置を確実に講じるようお願いいたします。

記

1 監査の指摘事項

- ・ 個人情報を取り扱う委託業務において、特記事項を付していなかった。
- ・ 個人情報を取り扱う委託業務及び指定管理業務（指定管理業務の委託先も含む）において、廃棄証明書等の提出がなかった。
- ・ 派遣労働者に個人情報を取り扱う事務を行わせるときに、誓約書その他これに類する書類の提出がなかった。
- ・ 個人情報を取り扱う委託業務及び再委託業務について、委託の履行前及び履行中に、確認記録票が作成されていなかった。

2 個人情報保護制度の規程について

上記の指摘事項について、それぞれの参考規程等は下記のとおりです。職員へ周知の上、各規程に沿った保有個人情報の適切な管理を徹底されますようお願いいたします。

- ・ 特記事項に関する通知等一式は[こちら](#)。
- ・ 委託業務等における資料の返還や廃棄証明書等の提出については、特記事項及び「個人情報の管理・利用に係る具体的な事務処理手順」([こちら](#))参照。
- ・ 誓約書その他これに類する書類の提出については、「区長が行う個人情報保護事務に関する規則」の第12条第1項([こちら](#))参照。
- ・ 個人情報の取扱いに係る確認記録票については[こちら](#)。

3 問合わせ先

区政情報課広報係情報公開担当 葉袋・藤田・島田 内線 2112・2114